

定期預金等共通規定（定期積金、通知預金を含みます）

この定期預金等共通規定は、後記の各規定の預金等に適用します。ただし、各規定に別の定めがある場合は、その規定の方を優先して適用します。

【各規定】

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（自動継続スーパー定期）、自由金利型定期預金規定（大口定期）、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、期日指定定期預金規定、1ヶ月定額複利預金「湘南アゲイン」定期預金規定、積立定期預金規定、定期積金規定、通知預金規定

1.（反社会的勢力との取引拒絶）

当金庫は、第9条第1項、第2項（①から⑥）、第3項（①から⑤）の一にでも該当する場合には、預金口座の開設をお断りするものとします。

2.（証券類の受入れ）

- （1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、また、通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、受入店で返却します。

3.（預金の解約、書替継続）

- （1） この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- （2） この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに、取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約または書替継続は、当金庫所定の手続きを行った場合（所定の条件を具備している場合）にかぎりません。
- （3） 期日指定定期預金および一部解約可能定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続きを行った場合（所定の条件を具備している場合）にかぎりません。

4.（届出事項の変更、証書の再発行等）

- （1） 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- （2） 証書（通帳）、または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- （3） 証書（通帳）を再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

5.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたら、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつて、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6.（譲渡、質入れの禁止）

- （1） この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- （2） 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行ないます。

7.（成年後見人等の届出）

- （1） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- （2） 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- （3） すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- （4） 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- （5） 前4項届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- （1） この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定されている場合も同様とします。
- （2） 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに、通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (解約等)

各預金規定のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
 - ⑥ その他前各号に準ずる者
- (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上